

2024年3月

届出・登録事業者各位

株式会社 日本住宅保証検査機構

【瑕疵保険】建築基準適合判定資格者制度改正のお知らせ

2024年4月1日に、建築基準適合判定資格者制度が改正されます。

(国交省 HP 掲載 改正の概要)

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/content/001623408.pdf>

改正にともない、2024年4月1日以降、印刷物に記載の内容を以下の通り読み替えます。

<対象印刷物>

- ・瑕疵保険 重要事項説明書(住宅事業者さま用)
- ・瑕疵保険 保険契約申込書
- ・事前現況検査 重要事項説明書(住宅事業者さま用)
- ・事前現況検査 検査申込書

<読み替え内容> 現場検査員、既存住宅現況検査技術者に関する記載部分

- ・改定前:建築士または適合判定資格検定の合格者
- ・改定後:建築士または適合判定資格者

(例:延長かし保険 重要事項説明書(住宅事業者さま用) 12ページ抜粋)

延長点検および現況検査の特例について

下表、左欄の者が右欄の住宅の点検をJIO所定のマニュアルに基づき実施し指定の報告書を提出した場合（以下「詳細延長点検」といいます。）、延長保証事業者が実施した詳細延長点検の報告書の審査をもってJIOの現況検査に代えることができます。

実施する者の要件	実施する住宅の制限
登録住宅性能評価機関の評価員（住宅品質確保法第13条に規定する評価員）	住宅品質確保法第13条および同上別表に掲げる区分の住宅
登録建築士事務所に所属する者であって、既存住宅現況検査技術者、 建築士または適合判定資格検定の合格者 に限る）または既存住宅状況調査技術者	保有する建築士資格で設計および工事監理の業務可能な規模・構造の住宅

建築士または適合判定資格者

以上